

九州大学統合移転事業推進室規程

平成 21 年度九大規程第 89 号
施行：平成 22 年 4 月 1 日
最終改正：平成 30 年 3 月 30 日
(平成 29 年度九大規程第 93 号))

(趣旨)

第 1 条 この規程は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 16 条第 3 項の規定に基づき、統合移転事業推進室（以下「推進室」という。）の内部組織その他必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 推進室は、統合移転事業（跡地処分統括室の業務を除く。）及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行う。

(組織)

第 3 条 推進室は、室長、副室長及び室員をもって構成する。

(室長)

第 4 条 室長は、総長が指名する理事をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

第 5 条 副室長は、次条に規定する室員のうちから室長が指名する者をもって充てる。

2 副室長は、室長を補佐し、推進室の業務を整理する。

(室員)

第 6 条 室員は、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に関し専門的知識を有する職員のうちから総長が指名する。

2 室員は、室長の命を受け、推進室の業務を処理する。

(事務)

第 7 条 推進室に関する事務は、事務局各課等の協力を得て、統合移転推進部統合移転推進課において処理する。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、推進室の運営等に関し必要な事項は、室長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年度九大規程第 93 号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。